

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（案）の概要

1 目的

この法律は、日本郵政公社がその業務の特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 概要

日本郵政公社の業務の特例

日本郵政公社は、日本郵政公社法（平成 14 年法律第 97 号）第 19 条に規定する業務のほか、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等の業務を行うことができる。（第 3 条関係）

日本郵政公社法の適用

上記が行われる場合の日本郵政公社法の適用について必要な読替えを行う。（第 4 条関係）

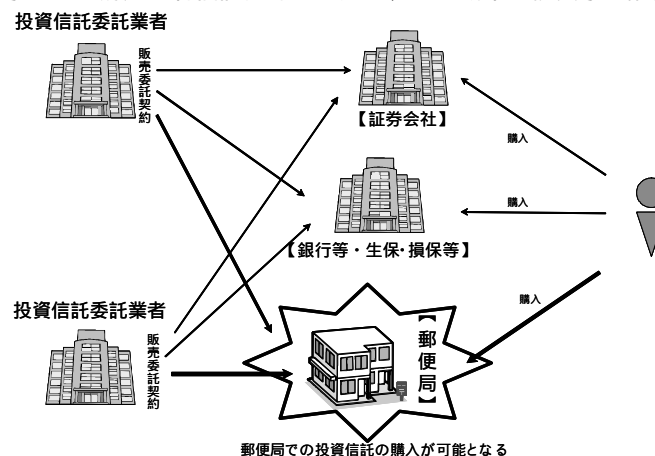
証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の適用

上記が行われる場合の証券取引法の適用について必要な読替えを行う。（第 6 条関係）

証券投資信託の選定等

証券取引法第 65 条の 2 第 1 項の登録を受けた日本郵政公社は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならないこと等を定める。（第 8 条から第 11 条まで関係）

投資信託は、複数の投資家から資金を集め（受益権を投資家に取得させ）、信託財産として構成し、資産運用の専門家はその財産を有価証券等に運用し、その成果を投資家に配分する制度



3 実施時期

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日